

# 岡山県男女共同参画の促進に関する条例

平成13年6月26日岡山県条例第51号  
最終改正：平成26年3月20日岡山県条例第13号

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たちの願いであり、これまでも国際社会や国内の動向を踏まえさまざまな取組が進められてきた。しかしながら、性別による固定的、差別的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。こうした状況の中、私たちが少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応しつつ、創造と共生の理念の下に、真に調和のとれた豊かな地域社会を築き、今後も発展を続けていくためには、男女が共に対等な立場であらゆる分野に参画し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会を新たな地域文化をはぐくむ社会として創造するとともに、他の地域に発信し、互いに歩んでいくことが不可欠である。

このような認識から、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者及び市町村が一体となって男女共同参画を促進する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる社会を実現することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の促進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

**第三条** 男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを

問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の促進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の促進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の促進は、男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の促進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に同等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の促進は、男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の促進は、男女が対等な立場で個人として能力を発揮することにより、活力あふれる新たな地域文化をはぐくむ社会を創造することを旨として、行われなければならない。

7 男女共同参画を促進する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の促進は、国際的な交流と協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める男女共同参画の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施しなければならない。

(県民の責務)

**第五条** 県民は、基本理念のっとり、性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、前項に規定するもののほか、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**第二十六条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

**第二十七条** 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第二十九条** 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

**第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十四条** 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

**第二十三条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十五条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

(事業者の責務)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会を確保すること、男女が職域における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができる職域環境を整備すること等により、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定するもののほか、その事業活動において男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備等)

**第七条** 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携しながら、男女共同参画の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置への協力等)

**第八条** 県は、男女共同参画を促進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、県民、事業者及び市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

- 2 県は、法令等により設けられた委員、委員会、審査会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

**第九条** 知事は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、その実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第二章 男女共同参画の促進に関する基本的施策

(基本計画)

**第十条** 県は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下この条及び附則第二項において「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山県男女共同参画審議会及び市町村の意見を聴くものとする。

- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村との協力)

**第十一条** 県は、市町村に対し、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の促進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十二条** 県は、男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の促進に配慮するものとする。

(調査及び研究)

**第十三条** 県は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(普及啓発等)

**第十四条** 県は、県民及び事業者が男女共同参画に対する関心と理解を深めるよう普及啓発及び学習機会の提供について必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の普及啓発及び学習機会の提供を行うに当たっては、情報媒体により公衆に表示される情報を個人が主体的に読み解いていくために必要な能力に関し、事業者の理解と協力の下に、県民の当該能力の向上について特に配慮するよう努めるものとする。

(教育の推進)

**第十五条** 県は、県民の男女共同参画に対する関心と理解が深まるよう男女共同参画に関する教育の推進に努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

**第十六条** 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

**第十七条** 県は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の苦情のうち特に必要があると認めるものについては、岡山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

**第十八条** 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するよう努めるものとする。

(報告の徴収、勧告等)

**第十九条** 知事は、男女共同参画の促進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を公表することができる。
- 3 知事は、第一項の報告の内容及び必要であると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(事業者等の表彰)

**第二十条** 県は、男女共同参画を促進するため、男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者等の表彰を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

**第二十一条** 県民及び事業者の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、県民及び事業者が男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、十一月とする。
- 3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

## 第三章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(阻害行為の禁止等)

**第二十二条** 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 社会のあらゆる分野における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為
- 2 何人も、社会のあらゆる分野における男女共同参画を阻害する内容を含む規約その他の取決めを定め、又は契約を締結しないようにするとともに、既に定められ、又は締結された当該内容を含む取決め又は契約については、その是正に努めなければならない。

(被害者の保護等)

**第二十三条** 県は、前条第一項第一号に掲げる行為により生活の環境を害され、又は不利益を受けた旨の申出があった場合において、当該申出者からの相談に応じることその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前条第一項第二号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切

な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

- 3 前項の規定により被害者が一時的に入所し、又は滞在するための施設として知事が別に定める施設の管理者及びその職員は、当該被害者等からの申立てにより、前条第一項第二号に掲げる行為が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第一項第二号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

## 第四章 岡山県男女共同参画審議会

**第二十四条** 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、岡山県男女共同参画審議会(以下この条及び附則第一項において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者については、五人以内とする。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 公募に応じた者
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則** (平成十三年六月二十六日条例第五十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第十条第四項(審議会に係る部分に限る。)、第十七条第二項、第四章及び附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十条の規定により策定された基本計画とみなす。

(関係条例の一部改正)

- 3 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。
 

別表第1 岡山県男女共同参画推進協議会の項を削る。

# 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（抜粋）

平成17年3月策定  
平成26年9月改定

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

配偶者からの暴力※（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

また、DVの被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

このため、国においては、平成13年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。）を制定し、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止と被害者の保護のための取組を開始しました。

岡山県では、平成13年6月に制定した岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成13年岡山県条例第51号。以下「県条例」といいます。）において「家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為」を男女共同参画を阻害する行為として禁止するとともに、平成14年4月から女性相談所と男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター。以下「ウィズセンター」といいます。）をDV防止法第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」といいます。）に位置付け、DVの防止と被害者の保護に取り組んできました。

平成16年のDV防止法の改正により、都道府県は、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることが明確化され、そのための基本計画の策定が義務付けられました。このことを受け、本県では、平成17年3月、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき施策を取りまとめた「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「県基本計画」といいます。）を策定しました。

また、平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村による基本計画の策定と支援センターの設置が努力義務化されたことなどに伴い、平成20年7月に県基本計画を改定し、市町村の施策の充実を支援するとともに、市町村と一層緊密な連携を図り、DVの防止と被害者の保護に関する各種施策の推進に取り組んできました。

このたび、平成25年6月のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「生活の本拠を共にする交際相手」といいます。）からの暴力※及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法律の適用対象とされました。また、この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。この改正の趣旨を踏まえ、県条例を改正し、適用対象を拡大しました。

また、DV防止法の改正に伴う、見直し後の国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成26年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「国基本方針」といいます。）の内容を踏まえ、県基本計画を改定し、DVの防止と被害者の保護に関する各種施策を一層推進していきます。

※ DV防止法に規定する暴力

- 配偶者からの暴力  
「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）をいいます。「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含みます。
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力  
「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」とは、「元生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合）からの暴力」を含み、「配偶者からの暴力」に準じて、DV防止法の適用対象とされます。

## 第2章 計画の内容

（計画の体系）

### 基本目標Ⅰ 発生防止及び抑止に向けた取組の推進

重点目標	推進する施策
【1】人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育の推進</li> <li>多様な機会をとらえた意識啓発</li> </ul>
【2】配偶者からの暴力の防止等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの開催等による普及啓発</li> <li>理解促進のための啓発資料の作成と活用</li> </ul>
【3】配偶者からの暴力に関する調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アルコール依存症」「暴力依存」等の嗜癖対策の充実</li> <li>加害者の更生のための指導</li> <li>男性の一時保護の検討</li> </ul>

### 基本目標Ⅱ 被害者等救済体制の充実

重点目標	推進する施策
【4】相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>県配偶者暴力相談支援センターの機能強化</li> <li>市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援</li> <li>女性相談員による相談の実施</li> <li>男性相談員による男性相談の実施</li> <li>警察における相談体制の充実</li> <li>休日・夜間相談窓口の開設</li> <li>DV相談マニュアルの改訂と実務研修の実施</li> <li>相談員のメンタルヘルスケア体制の整備</li> </ul>
【5】発見・通報に関する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、高齢者及び障害者虐待相談窓口との協力体制づくり</li> <li>医療関係者等の理解の促進</li> <li>民生委員・児童委員等への働きかけ</li> </ul>
【6】迅速で安全な保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の安全の確保と同行支援</li> <li>一時保護機能の充実</li> <li>婦人保護施設等での保護</li> <li>警察による被害の防止</li> <li>保護命令制度の利用の助言</li> <li>保護命令の通知を受けた場合の対応</li> <li>広域連携の推進</li> </ul>
【7】同伴家族等への保護と援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童への支援</li> <li>高齢者及び障害者虐待防止の推進</li> <li>教育機関・保育所への協力要請等</li> </ul>
【8】外国人・障害のある方への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語・点字による支援情報の提供</li> <li>「弁護士による外国人のための無料法律相談事業」の活用</li> <li>外国語での相談対応</li> </ul>

基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備

重点目標	推進する施策
【9】住居の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居への支援</li> <li>市町村への依頼</li> </ul>
【10】経済的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者への就業講座受講支援</li> <li>企業等に対する働きかけ</li> <li>福祉事務所等への理解促進</li> <li>ひとり親家庭支援センター等の活用</li> </ul>
【11】被害者等に関する個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関・保育所への協力要請等（再掲）</li> <li>市町村住民基本台帳担当窓口・福祉事務所等への周知</li> </ul>
【12】司法手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事調停委員研修</li> <li>法律扶助制度などの周知</li> <li>「弁護士による外国人のための無料法律相談事業」の活用（再掲）</li> </ul>
【13】地域における支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者サポートコーディネーター事業</li> <li>民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）</li> </ul>
【14】心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルスケア</li> <li>ステップハウスの提供</li> <li>自助グループの活動支援</li> <li>児童への支援（再掲）</li> </ul>

基本目標Ⅳ 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

重点目標	推進する施策
【15】施策調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県DV対策会議の活用</li> <li>県配偶者暴力相談支援センターの機能強化（再掲）</li> <li>DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化</li> </ul>
【16】市町村の施策との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村基本計画との調整と策定支援</li> <li>岡山県都市男女共同参画推進会議との連携</li> </ul>
【17】職務関係者の資質向上への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口担当職員研修</li> <li>DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化（再掲）</li> </ul>
【18】民間団体との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者等の理解の促進（再掲）</li> <li>民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）</li> <li>DV防止・被害者支援団体との連携強化</li> </ul>
【19】交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層に対する教育・啓発の推進</li> <li>被害者相談の実施と被害者の保護</li> </ul>
【20】適切かつ迅速な苦情処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理の体制整備</li> </ul>

## 第4次岡山県人権政策推進指針（抄）

平成28年3月改訂

### 1 女性

#### (1) 現状と課題

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が保障されることやあらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

県では、国内外の動きを背景に、平成13年に「おかやまウィズプラン21」、平成18年に「新おかやまウィズプラン」、平成23年に「第3次おかやまウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んできました。

しかし、平成26年10月の「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っていることが示されています。

また、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとするあらゆる暴力の根絶など依然として未解決の課題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など喫緊の課題への対応も必要となっています。

さらに、国の動きと呼応し、女性の社会参画のさらなる促進といった、新たな対応も必要となっています。

#### (2) 基本方針

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

このため、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に気づく視点、③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援、④さまざまな主体との協働の推進という4つの基本的な視点に立って、「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### (3) 施策の方向

##### ア 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきていますが、固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く、その傾向は男性に強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見等につながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直しを進めます。

また、人権意識や男女平等観を育てるため、教職員の資質と指導力の向上や、家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組めます。

特に、男女共同参画社会の実現のために、男性も男女共同参画を「自分の問題」「社会に大きな意味を持つもの」と認識できるよう、広報・啓発活動に取り組めます。

##### イ 男女の人権が尊重される社会の構築

###### ①男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為やいわゆるリベンジポルノなど様々です。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、相談件数等が多いのは女性からで、特に、近年は、DVやストーカー行為についての相談件数が増加傾向にあり、被害も深刻です。その背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担、経済的格差など、個人の問題として片付けられない構造的問題があり、社会全体で取り組み、克服すべき重要な課題です。

暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、暴力を容認しない安心して暮らせる環境づくりの推進、人権尊重を基本とした教育の推進や被害者のニーズに応じた支援体制の充実に努めます。

特に、DVについては、県のDV防止基本計画に基づき、広報・啓発や被害者の保護と自立支援に取り組めます。

また、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為のほか、いわゆるリベンジポルノも問題となっていることから、予防啓発、教育・学習の推進や、相談窓口の周知を図ります。

さらに、ストーカー行為に対しては、「ストーカー規制法」等に基づき、警告や禁止命令などの対応を行うほか、被害者へのアドバイスや防犯器具の貸し出しなど必要な援助に取り組めます。

なお、市町村をはじめNPOなど関係団体と協働し、関連施策の推進体制の強化を図ります。

###### ②生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。

このため、ライフサイクルに応じた的確な支援を受け、適切に自己管理・決定する能力を持つことが必要です。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に基づき、男女ともに、命の大切さや性についての正しい知識が得られるよう、教育や意識の啓発など、女性の健康を総合的に支援します。

### ③生活困難を抱える人々への支援

経済情勢の変化に伴い、雇用・就業をめぐる環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人が増加しています。

このため、ひとり親家庭など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行います。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネットワークづくりや日常生活面の支援などを行います。

## ウ 男女が共に活躍する社会づくり

誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実や環境整備を行うとともに、事業者や労働者と一体となって社会的機運の盛り上げに努めていきます。

また、地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、男女共同参画の視点からの地域づくりを促進していきます。

さらに、行政や教育分野、民間企業において、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

主に家庭単位で従事する農林水産業や自営の商工業では、多くの女性が活躍し、主要な担い手として非常に重要な役割を果たしているものの、労働への評価や意見の反映が十分に行われているとはいえません。女性が果たしている役割に見合った適正な評価や意思決定の場への参画が進むよう支援します。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性が働き続けることのできる環境づくりを一層推進するとともに、起業を志す女性や子育て中の女性への支援など、女性のチャレンジを支援します。